

日

本文化を創造する海外日系社会 「和食」の展開に示す底力

第55回海外日系人大会開催日程決まる

日本の中企業と
海外日系社会との連携も模索

第55回海外日系人大会の日程が10月22日(水)から10月24日(金)までの3日間に決定した。初日と3日目は東京都千代田区永田町の憲政記念館、2日目はJICA市ヶ谷ビルで開催する。

昨年は24の国と地域から179人の日系人が一堂に会したが、本年は第55回と節目の大会にあたり、国内外からより多くの参加が期待される。

本年度のテーマは、例年とや趣を変え「日本文化を創造する海外日系社会—『和食』の展開に示す底力」と決まった。

昨年の12月、ユネスコ政府間委員会で「和食」文化が「自然を尊重する日本人の心を表現したもので、伝統的な社会習慣として世代を越えて受け継がれている」と評価され、無形文化遺産に登録されたが、海外で「和食」は、移住者により移住先国民にも浸透し、醤油や魚の生食なども普通に親しまれるようになってきている他、アボカドを使ったカリフォルニア巻きなど、日系人が新たなバリエーションを生みだしながら進化させてきた。

このように日系人が移住先各国で日本文化を継承し、当該国へ伝播・発信する役割を担ってきたことを、「和食」をキーワードとして、日本国民へアピールする大

会となる予定する。

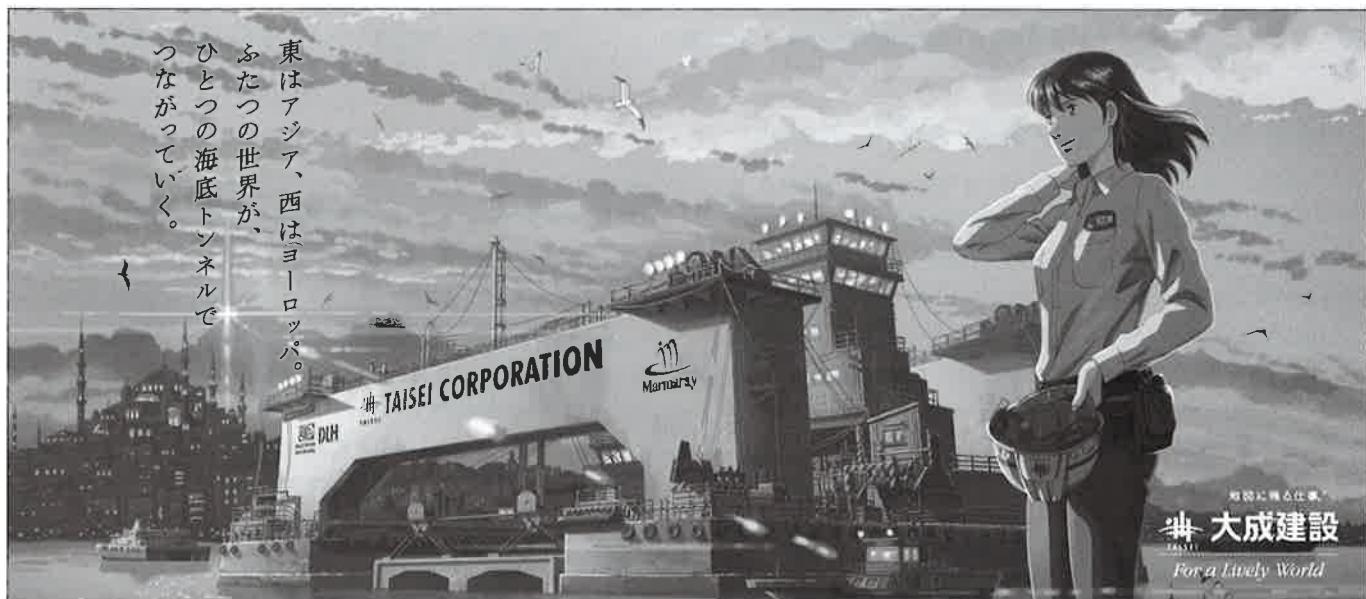
海外で日本食レストランを経営する人や、太鼓や日本舞踊などの伝統芸能に携わる人、理容美容や工業技術など、日本ならではの巧みの技を生かし活躍する人などはこぞって参加いただき、大会を盛り上げてもらいたい。初日の講演会や、2日目代表者会議での午前の部プレゼンテーションにおいて、海外参加者の皆さんのお発表の場を設けたいと考えている。

一方で、代表者会議においては、継承日本語や、「和食」を含めた本物の日本文化を次世代へ伝えることの難しさが毎年で語られている。

ブラジル日本都道府県人会連合会が主催する「日本祭り」は20万人の来場者を集める一方、人気の各県人会の郷土食ブースが、ヤキソバばかりになってしまっていると主催者自ら嘆く実態もある。

2日目、代表者会議に参加しない方のためのオフィシャルツアーは、昼食代は参加者にご負担いただくが「和食」の神髄を知ってもらえるようなものを用意する。

また、昨年に引き続き、日本と海外日系社会が共に発展するため、特に、日本の中小企業と海外日系社会のビジネス連携についても代表者会議において分科会の議題とする。



日本で学ぼう!

当協会では、日本留学を希望する若い日系人のための奨学金事業を実施している。グローバル人材として日系人の可能性が注目される中、これら制度を通じて日本で専門知識・技術を得た日系人青年の将来的な活躍が期待されている。

日本財団・日系スカラーシップ「夢の実現プロジェクト」

居住国と日本との間の理解促進や居住国・地域社会の発展に貢献するために具体的な計画や夢を持つ若い日系人に對し、その夢の実現のために日本留学の機会を与えるための奨学金プログラム。6月1日から7月31日まで当協会で応募を受け付けている。

2004年に当協会が日本財団より助成を受け事業を開始。これまでに11期85人が、日本国内の大学院、大学、専門学校、医療機関、民間企業等で、医学、薬学、鍼灸、経済学、経営学、教育学、農学、水産食品化学、木工、建築学、スポーツ、芸能、服飾デザインなど、様々な分野で留学を果たしている。

応募資格は以下の通り。

- (1) 日系人であること(国籍、学歴、訪日経験不問)
- (2) 年齢 原則として18~35歳まで
- (3) 海外日系団体の推薦を得た者
- (4) 専門的な技術を身につけ、帰国後、居住国・地域社会で活躍する夢を持つ者
- (5) 留学経験を活かして両国の架け橋となる希望を持つ者
- (6) 留学生の自主的な活動、社会貢献活動に主体的に



在日日系人との交流会。神奈川県秦野市で

参加できる者

対象国は主に中南米地域、また、インドネシア・フィリピンの日系人の応募も受け付けている。対象国出身で、日本在住の日系人も応募ができる。

来日後、日本語学校での学習終了後、大学に入学することを視野に入れ最長5年間の留学期間が認められており、目標が明確であれば、入学が確定していない場合でも応募することが可能だ。

留学生は、自らの専門分野の研鑽に励むとともに、日本財団日系留学生会(NFSA)を組織し、「国や地域の発展に貢献する日系社会」、「国や世代を超えた結束ある日系社会」を究極的な目標として社会貢献活動に取り組んでいる。これまでに、在日南米系学校での出前授業、日系人集住地域での日系人青年に対するワークショップ、こども絵画コンテスト等を実施してきた。

日系人として自身の国でどのような貢献ができるのか、自らの可能性を日本で磨くことを応援する奨学制度である。



NFSA春の研修会。横浜市臨港パーク「ララ」記念碑前で

日系社会リーダー育成事業(JICA)

将来の日系社会を担うリーダーを育成することを目的に、修士(医学、歯学、獣医学および6年制学部・学科に基礎を置く薬学は博士)の学位の取得を目的として日本の大学院に留学が決定しているか、もしくは留学を希望しているか、またすでに日本の大学院に在籍している中南米地域の日系人に對し、JICAが経済的支援として滞在費、学費等の手当を支給する制度。これまでに約150名の留学生が本制度で支援を受け、卒業生たちは母国に帰国後、各専門分野で活躍している。

当協会では、大学院入学手続きに関する業務、手当支給などの業務を、JICAより委託を受けて実施している。

応募期間は7月1日~9月26日まで。当協会では日本からの応募

を受け付けている。

募集分野は日系社会・居住国の経済発展、社会開発に寄与する医学、歯学、経済学、法学、情報学、農学、理工学、教育学等の分野(経営学(MBA)は対象外とする)で、奨学金支給期間は2年間(医学および歯学の博士課程の場合のみ4年間)。本事業は、JICAが行う移住者支援の一環として、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、メキシコの日系人を対象としているが、当該国出身で、日本に在住している日系人も応募ができる。

応募詳細はホームページにて

「日本で学ぶ」<http://www.jadesas.or.jp/kenshu/index.html>

在日
ニッケイ人は
今…

日本ブラジル法律・文化協会が創立 国際シンポジウムを開催

慶應義塾大学法学部とサンパウロ大学法学部は1979年より学術交流を続けてきた。日伯比較法学会(カズオ・ワタナベ理事長)は、その中心となり、2006年のデカセギ最盛期には、浜松市の要望を受け、日本国内で事件を起こし、ブラジルに逃亡帰国した犯人のブラジル法での処罰の可否について、サンパウロで公開討論会を実施するなど、両国間の人的往来が盛んだった頃の諸問題について法的側面からの議論をリードした。

「日本ブラジル法律・文化協会」の設立について、発起人代表で同協会理事長の本林徹元日本弁護士連合会会長は、「両大学の学術交流に学びつつ、『法律と法文化』を軸とした新たな視点で、そのための人材と情報のプラットフォームになることを目的とし、学術、ビジネス、社会、交流の観点から、日本とブラジルの専門家の相互理解、交流を深め、日本とブラジル両国の架け橋となるよう、イベント等の開催、活動誌の発行等を含めた様々な活動を行っていく」と述べた。

記念シンポジウム午前の部の講演では、「新生する消費者法－学問・実務の対話と先導－」と題して進められ、カズオ・ワタナベサンパウロ大教授(元サンパウロ州高等裁判所判事)が「ブラジル法の集団訴訟制度における必要的改正」について、三木浩一慶應大学院法務研究科教授が「日本版クラスアクションとブラジル法の関係」について、ホベルト・ファイフェル・サンパウロ大学教授(サンパウロ州検事)が「ブラジル消費者法における電子商取引」について発表した。

午後の部のパネル討論会では「法と教育面から見た在日ブラジル人社会と日本社会」のテーマで清水裕幸在日ブラジル商業会議所専務理事が「在日ブラジル企業活動について」、二宮正



祝辞をのべるコヘーア・ド・ラゴ駐日ブラジル大使

人サンパウロ大教授が「在日ブラジル人に関する法的問題と教育上の課題」、弁護士の高貝亮氏(浜松総合法律事務所)が「在日ブラジル人の法律問題」、司法通訳人の石田信義氏(京都大学非常勤講師)が「在日ブラジル人社会と裁判－私たちの社会的責任－」、小島祥美愛知淑徳大学准教授が「在日ブラジル人の子どもと教育」と題して各自発表を行った。

これらの人々を迎えたパネル討論で、ファシリテーターを務めたアンジェロ・イシ武藏大学教授は、労働、生活困窮者、教育保障、母語教育、学校認可要件の緩和が、在日ブラジル人にとって解決すべき5大要件であると結んだ。

賛助会員のご案内

海外移住の歴史や、世界各地の日系社会・日系人、在日系コミュニティ等に関心のある方。海外日系人協会の行う各種事業への支援を通じて、日系社会や移住者・日系人とのかかわりを通じた国際理解・国際交流活動に参加しませんか?私たちの活動をご支援いただき賛助会員を募集しています。

賛助会員制度の目的

国内、海外を問わず、当協会と移住者および海外日系人(団体を含む)の活動に関心を有する企業、団体、個人等との交流ネットワークを構築し、相互の理解を深めるとともに、海外日系人とのより良い交流・親睦及び協力の推進に資することを目的としています。日本国内の賛助会員には、海外日系人大会初日に開催する、皇室をお招きしての日系人の皆さんとの交流会に参加いただけます。

◆会員の特典◆

- その1.海外日系人大会のレセプションにご招待します。
- その2.「ニッケイ・ネットワーク(海外日系人協会だより)」(年4回発行)をお届けします。
- 私たちの活動や国内外における日系社会の動向等をお知らせします。
- その3.当協会が発行する刊行物の割引販売をいたします。

会員の種類と年会費

- ①企業団体:30,000円/1口
- ②公益団体:10,000円/1口
- ③個人:10,000円/1口

海外日系人協会は「公益財団法人」の認定を受けており、当協会への賛助会費は税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

*賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を、当協会が行う当該年度の公益目的事業を遂行するために使用させていただいております。

会費払い込みがクレジットカードができるようになりました!

当協会ウェブサイトの「賛助会員ご案内」ページより、オンライン申し込みフォームを開き、必要事項をご入力のうえお支払い方法欄の「クレジットカード」をご選択ください。

↓ ↓ ↓ WEBサイトからのお申し込みはコチラ ↓ ↓ ↓

<http://www.jadesas.or.jp/about/sanjokaiin.html>

從来通り、銀行・郵便局口座へのお振込みも

お振り込みの場合は、下記指定口座のいずれかに賛助会費を納入いただけますようお願いいたします。なお、ご登録の内容に変更があります場合は、変更後のお問い合わせ(ご住所・ご氏名等)をご記入のうえ下記住所までお送りください、下記メールアドレスまでご連絡ください。

入金先	口座番号	
郵便振替	00100-5-703428	
口座名義 公益財団法人 海外日系人協会		
入金先	支店名	口座番号
三菱東京UFJ銀行	横浜	(普)4472220
三井住友銀行	横浜中央	(普)0110749
みずほ銀行	横浜	(普)2530298
口座名義 ザイ)カイガイニッケイインキョウカイ		

お申込・お問合せ

公益財団法人 海外日系人協会 総務部

〒231-0001 横浜市中区新港2-3-1

TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781 e-mail:info@jadesas.or.jp

公益財団法人 海外日系人協会 <http://www.jadesas.or.jp>

デカセギ帰国者・子弟のための 奨学制度を設立

CIATEは、昨年、昭栄奨学基金を設立しました。この基金は、日本で就労したことがあるか、またはその子弟で、ブラジルの大学に通う者に対し、毎月ブラジルの最低賃金相当額の奨学生を支給するものです。現在、昨年からの1期生4名と、今年度2期生5名の合計9名に奨学生を支給しています。

昭栄株式会社のブラジル撤退と精算

この基金は、もともと長野にあった昭栄株式会社がブラジルから事業を撤退する際に、日系社会のために役立てほしいと遺した資金を基に創設したものです。同社は、ブラジルで、ブラジル拓殖組合と組んで製糸事業を長年営んでいました。しかし、経済環境の変化によりブラジルを撤退することになり、長く事業をともにした日系社会に対し、この資金を遺したのでした。

その後、昭栄株式会社は、営んでいた事業を次第に閉鎖し、現在では他社との合併により、その会社としての実体はもう消滅してしまいました。

これからの中日系社会のために

CIATEでは、縁あって、この資金の活用を検討することになりました。そして、この資金は、日系社会の未来のために活用するのが最善であるとの結論に達しました。

ご承知のとおり、日本からブラジルへの移民が終了して数十年が経過し、ブラジルの日系社会では、祖国日本との関係が希薄化し、文化的に日本らしさが消え、ブラジル社会に埋没してしまうのではないかという危機感が年々強くなっています。

その一方で、長く続いた、いわゆる「デカセギブーム」の結果、日系ブラジル人やその子弟には、日本での生活を実際に経験し、ブラジルに帰国した者も数多く存在しています。彼らは、移民が終了した後の時代にあって、実際の日本を知る貴重

な人的資源であり、今後の日系社会、ひいてはブラジルに日本文化の影響を与える媒介となりうる存在です。その彼らに、将来社会で活躍してもらうためには、なにより学業に励んでもらうのが最も肝要であり、CIATEとしては、それに支援をすべきであると考えたのです。

彼らが、大学で学んで学業を修めることで、その専門とする分野で、ブラジルの社会において、指導的な地位に立ち、その体験として知っている日本社会と日本文化の良さを、ブラジルの日系社会だけでなく、ブラジル社会全体に広め、影響を与えられる存在になってほしいと願い、この奨学生を始めることにしました。

そして、このような資金を提供いただいた昭栄株式会社への感謝の意を込め、奨学生の名称を昭栄奨学基金(Bolsas de Estudo do Shoei)と定めました。

基金のしくみ

昭栄奨学基金では、資金の運用は、宮坂國人財団が行っています。ブラジルには、日本のような公益信託制度がありませんし、CIATEはそうした運用を行うことができないため、公益的な事業を行い、ブラジル日系社会で著名な同財団にその資金の運用を委ねています。

CIATEは、奨学生の決定を行うことで、この基金にかかわっています。奨学生の募集は年1回、ブラジルの学年初めである、1月初に行っています。応募してき

た学生について、CIATEの学術評議員が、その学業計画、日本での経験、経済的状況などについて、最初に書類審査を行い、その後、さらに具体的にその内容を聞くため、実際に応募者と面接を行って、奨学生の選考をします。

選考の結果は、応募した学生と宮坂國人財団に連絡され、選考された学生は、毎月、同財団からブラジルの最低賃金額に相当する奨学生を受けることになります。この奨学生は、その学生が落第、中退をしない限り、卒業するまで、継続して給付されます。

奨学生の横顔

冒頭に述べたように現在9名の奨学生が奨学生を受け取っています。

9名とも、ブラジルの大学に入学するだけのポルトガル語の力があるだけでなく、少なくとも日常会話ができる程度には日本語の能力を持っています。中には、日本語への翻訳をできる者もあります。日本の公立学校に通った経験がある者もいます。

大学の専攻としては、医療や経営に関する課程で学んでいる者が多くなっています。

彼らがこれからブラジルでの大学課程のみならず、日本語、それから、日本社会というものを忘れずに学業に勤しみ、ブラジルと日本をつなぐ堅固な架け橋を築いて行ってくれることを期待しています。



2013年度コラボラドーレスセミナーで発表する第一期奨学生のみなさん

離婚・結婚と婚姻無効裁判

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)

14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

今号から、各地の相談窓口で役立てていただけるよう、ポルトガル語による連載とします。意訳を付記しますので、日本語が不十分で似たような問題で困っている方がいれば、ぜひ、教えて上げてください。

相談 10年前に自分、妻、当時12歳の娘の3人で仕事のために来日しました。3年経って娘の教育のため妻と娘は帰国し、自分は、ブラジルの家族を養うため、日本に残り仕事を続けました。

当初の望みであった小さな店を開くための十分な資金をためることも出来ずブラジルに帰ることもできずにいるうち、妻が恋人を作り、離婚を求めてきました。悩んだ末、これを受け入れ正式に離婚しました。

私は、フィリピン女性と知り合い、新たに結婚することにしましたが、彼女には、何年もの間コンタクトはないものの、フィリピンで正式に結婚した夫がいます。

私達が正式に婚姻するためにはどのような手続きが必要でしょうか？ 住んでいる市だけの手続きで婚姻することに問題はありますか？

回答 市役所で正式な婚姻手続きをするためには両者とも独身であることを証明する文書(婚姻要件具備証明書)を提出する必要があります。

この文書は関係のある国の領事館で発給申請をしなければなりません。このケースの場合、フィリピン女性がその出身国で婚姻していることと、日本、ブラジル双方の国の法律は重婚を認めないことから、二人の婚姻を認めることにはならないと思われます。

二人が正式に結婚するには、先ず女性が離婚する必要があります。ところが、フィリピンでは、離婚は簡単には出来ないどころか、ほとんど不可能です。なぜならフィリピンでは、結婚は永遠に続くものと信じられているからです。

しかし、司法手続きにより婚姻無効宣告(Declaration of Nullity of Marriage)を勝ち取る可能性はあります。そのためには、弁護士を雇い、フィリピンで必要な書類を提出することが必要になります。

Q Há 10 anos atrás eu minha esposa e filha (12 anos na época) viemos ao Japão para trabalhar. Após 3 anos minha esposa resolveu retornar com a

minha filha para que ela completasse os estudos. Continuei trabalhando e mantendo a família no Brasil. Com o passar do tempo comecei a sentir solidão, falta da família, etc e não havia como retornar pois não havia juntado o suficiente para abrir um comércio, que era o nosso objetivo inicial. Nesse período, minha esposa no Brasil arrumou um namorado e pediu o divórcio. Fiquei desconcertado, e muito angustiado mas aceitei e oficialmente nos divorciamos. Nesse período conheci uma filipina com a qual resolvi me casar novamente. Porem, essa pessoa é casada oficialmente no seu país, mas há muito anos que já não mantém contato com o marido.

Como proceder para oficializarmos nossa união? Haverá problema em nos casarmos somente na prefeitura da cidade em que vivemos?

A Para formalizar o casamento na prefeitura, haverá necessidade de ambos apresentarem o documento que atestem que são solteiros (Kon in yoken gubi shomeisho). Este deverá ser solicitado nos respectivos consulados. Neste caso, não poderão oficializar o casamento pelo motivo dela ser casada no país de origem e a lei do Japão e do Brasil não aceitarem a bigamia. Para se casarem, ela terá que se divorciar primeiro. Porem nas Filipinas o divórcio não será fácil de se realizar, digamos que seja quase que impossível, pois pelos padrões do país o casamento é para toda a vida. Porem há a possibilidade de conseguir a anulação, abrindo um processo judicial Declaration of Nullity of Marriage, neste caso será necessário contratar um advogado e apresentar os documentos necessários nas Filipinas.

**終戦69年特別展示
「ララってなあに!?
日本をたすけたおくりもの
—ララ物資にみる海外日系人との絆」
開催**



ララ物資に感謝する小学生の絵

戦後、食料をはじめありとあらゆる「モノ」が不足する日本の窮状を救おうと、「ララ物資」の名でアメリカの公認団体から日本に贈られた食料や衣料、医薬品、靴、石けん、学用品、山羊や乳牛に至るまでの救援物資の多くは、アルゼンチンやブラジルを含む、海外の日系人からであつた。

JICA海外移住資料館では、終戦69年を迎える8月にララ物資に焦点をあてた特別展示を開催する。

成長期の子どもたちの栄養不足を補うため、「ララ物資」により始まったミルク給食と大量の小麦粉の寄贈により、パン食を主体とする今の学校給食の下地が作られた。展示は、小中学生にも興味を持つもらえるよう、イラストや漫画を駆使し、当時の時代背景が身近に感じられるものとするほか、夏休み期間中の土曜・日曜、祝日に、ララ物資の恩恵を受けた人の体験談を聞き、3階食堂で当時の給食メニューを体験した後、新港パークにあるララの記念碑を巡る体験型アトラクション「ララ・ミニツアーア」も実施予定。

日系社会 Topics

「雄飛一沖縄移民の歴史と世界のウチナーンチュ」沖縄で巡回展示



オープニングであいさつする小幡
JICA横浜海外移住資料館長

JICA横浜海外移住資料館で、3月1日から5月11日まで開催された特別展示「雄飛一沖縄移民の歴史と世界のウチナーンチュ」は、会期中1万人を超える入場者が訪れ、特別展示としては同館始まって以来の記録となった。

好評を博した同展の沖縄巡回展示が、6月18日の「海外移住の日」を含む6月17日より29日まで、沖縄県立博物館・美術館県民ギャラリーで行われた。JICA、沖縄県、沖縄県国際交流人材育成財団、沖縄パンアメリカン連合会が共催し、12日間で1,500人を集めた。

広島に次ぎ移民の送出数が多い沖縄県では、海外日系人に対する認識と感心が非常に高い。また海外移住者の中でも、独自のネットワークを持つ沖縄移民の結束は強く、日系社会への影響力は高い。

JICA横浜海外移住資料館は当協会が管理運営業務を受託実施しており、現

在開催中の特別展示「ブラジルサッカーのサムライたち—日系スーパープレーヤー列伝」も沖縄移民展示も当協会の企画・制作によるものである。

海外移住家族会交流懇談会を開催

当協会は、6月23日に地方海外移住家族会との交流懇談会を開催した。

25年度で、東京都、岡山県家族会が解散し、家族会として存続しているのは現在21府県で、ブロック会議を行っている関東ブロックは、群馬、栃木、山梨、新潟、近畿ブロックが大阪、京都、兵庫が構成府県となっている。

これらブロックに所属していない家族会も地域ブロック会議に参加できるよう、関東ブロック会議を、関東・東日本ブロック会議に、近畿ブロック会議を、近畿・西日本ブロック会議へと名称変更し、東西に分けて、残存する全ての家族会を吸収しうるものとして、参加を呼びかけることの動議が富山県よりあり、近畿ブロック構成県であり本年度開催県にあたる兵庫、および大阪より賛同があり、関東ブロックにおいては、開催県である栃木県が欠席のために結論を見なかった。

近畿ブロック会議には昨年度、すでに富山、石川、島根の3県がオブザーバー参加している。



あいさつする当協会田中理事長

NIKKEI Network NO.21
2014 JUL.

発行／(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1赤レンガ国際館2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人／白川 光徳

Health and Life Insurance for foreigners in Japan 短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

◆ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険

◆ VIVA MED-30
医療保険(30%保障)+生命保険

◆ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険
少額短期保険会社



(株)ビバビーダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

◆ 外国人留学生向け保険

◆ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**
TEL: **046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**

